

卒業（修了）延期となる方へ

卒業期が延期した奨学生を対象とした 第二種奨学金の貸与期間延長について

日本学生支援機構第二種奨学金の貸与を受けている者で、以下の事由により卒業（修了）延期となる学生は、在学学校長が特に必要と認めるときは、第二種奨学金の期間延長をすることが可能です。

手続きを希望する学生は、令和5年12月8日（金）まで（年度途中満期予定者は満期予定月の前々月10日まで）に学生生活支援課奨学金担当まで申し出て下さい。

【対象となる卒業（修了）延長事由】

- ・留学
- ・ボランティア活動
- ・傷病
- ・長期履修課程（大学院は除く）
- ・被災又は災害（感染症の影響を含む）に起因する特殊事情

令和5年4月27日 学生生活支援課